

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を、及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税及び森林環境税の賦課に関する事務
②事務の概要	1 概要 地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、個人住民税及び森林環境税（以下、「個人住民税」という。）の賦課課税及び税務調査を実施している他、課税状況調等の統計資料の作成、申請により、個人住民税に係る課税証明・非課税証明を発行している。 森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税の均等割に併せて賦課徴収を行う。 上記に関する事務のうち、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 2 特定個人情報ファイルを使用する業務 1) 納税義務者の判定 2) 課税資料の個人特定 3) 配偶者や扶養者の個人特定 4) 賦課決定及び税額決定等の通知 5) 課税証明書・非課税証明書の発行 6) 賦課情報の提供（中間サーバー） 7) 税務調査（減免申請、扶養適否調査） 8) 相続人代表者に関する情報管理 9) 官公署等による照会に対する回答
③システムの名称	1 システム名称 1) 個人住民税システム（MICJET MISALIO） 2) 申告支援システム（The確定申告V） 3) 確定申告受付システム（確定申告システム） 4) 課税原票管理システム（TomaForce） 5) eLTAXシステム（審査システム、国税連携システム） 6) コンビニ交付システム（MICJET コンビニ交付） 7) 団体内統合宛名システム（MICJET 番号連携サーバー） 8) 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法第19条第1項別表24の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48項 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市 総合政策部 市民協働課市民協働係 電話(代表)0154-23-5151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市 財政部 市民税課市民税係 電話(代表)0154-23-5151(内線3141)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	1 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン遵守 情報提供ネットワークシステムでの照会では、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを 遵守している。 2 人為的ミスが発生するリスクへの対策 以下の局面において、複数人での確認を行うようにしている。 ・特定個人情報の記載がある申告書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス権限を指紋による生体認証装置とパスワード認証によって管理しており、定期的 にパスワードを変更することで、不正アクセスを防いでいる。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管しており、人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第17号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 10, 15, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117項)	番号法第19条第17号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 15, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117項)	事前	法令上根拠の見直しのため
平成29年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 萩野 茂	市民税課長 佐藤 文一	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成29年5月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成30年5月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成31年3月7日	IVリスク対策1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		必要な事項について記載	事後	規則の一部改正のため
平成31年3月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 佐藤 文一	課長	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動、様式変更)
令和7年2月25日	全体	別添を参照。	別添を参照。	事後	評価書の見直しにより、新規作成。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

平成31年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務
③システムの名称	個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第17号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 15, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民協働推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民税課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検	☒ 内部監査
		☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]